

Monthly Report

MJS税経システム研究所

40

No.

May.2012

企業法の
トレンド・
スタディ

会社法制の見直しに関する中間試案

「親会社**株主の保護** - 多重代表訴訟」の解説

会社法制の見直しに関する中間試案

親会社による子会社株式等の譲渡に対する
規律見直しおよび子会社**少数株主の保護**の概要

最近の
会計動向

公正価値の歴史的観察

会計を**経営に活かそう**

- 使える会計、使えない会計 - (10)

タックス・
プラス1

特例民法法人から
一般社団法人への移行に向けて - ある医師会の苦悩 -

法人実効税率とその具体的算定

生かし、生かされ、生きる
21世紀の
企業経営考

再延長された金融円滑化法を
“**ゾンビ企業延命法**”にしないために



企業法のトレンド・スタディ

<会社法制の見直しに関する中間試案>

「親会社株主の保護—多重代表訴訟」の解説

(川島いづみ) 1

<会社法制の見直しに関する中間試案>

親会社による子会社株式等の譲渡に対する

規律見直しおよび子会社少数株主の保護の概要

(中村信男) 9

最近の会計動向

公正価値の歴史的観察

(齋藤真哉) 21

会計を経営に活かそう

—使える会計、使えない会計— (10) ~ブレイクダウン(3)~

(中島 努) 26

タックス・プラス1

特例民法法人から一般社団法人への移行に向けて

—ある医師会の苦悩—

(上原 顕) 29

法人実効税率とその具体的算定

(棟田裕幸) 35

生かし、生かされ、生きる

21世紀の企業経営考

再延長された金融円滑化法を

“ゾンビ企業延命法”にしないために

(杉田利雄) 41

再延長された金融円滑化法を “ゾンビ企業延命法”にしないために

MJS 税経システム研究所
経営システム研究会
(株式会社エム・エム・プラン 代表取締役)
客員研究員 杉田利雄

1 再延長された金融円滑化法

第 180 通常国会(2012. 01. 24~06. 21)で通称・金融円滑化法(内閣提出法律案；中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、俗称・モラトリアム法)が、2012年3月27日参議院で可決(衆議院は3月23日可決)した。これを以て同法は公布、施行される。

同法提出の目的は、次の通り記載されている。

金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限を一年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

同法は、2009年9月に金融庁より示された「中小企業等に対する金融円滑化のための総合的なパッケージ」の具体策として立法された。期間は、2011年3月31日終了の概ね期間2年の時限法だった。しかし経済環境回復の乏しさや東日本大震災という未曾有の災害に配慮し、2012年3月末まで延長された。再延長は無いものとの市場観測に反し、明確な理由が示されないままに同法はまた1年延長されることとなった。

2 再延長をどの様に捉えるか

同法の再延長には、明確な理由や目的が示されなくとも際立った反対意見もない。利害関係者にとって都合が悪いものでもない。「問題解決には程遠いが、課題の対処療法としては多少なりとも有効である」こんな程度の法律と言いたい。ここでいう問題とは、各企業の自立(存

続、成長)であり自由で活力ある経済を取り戻すことだ。一方の対処課題とは、負債の弁済能力欠如(約定弁済というルールを守れない)を法律の後押しを以て補うというもの。経済取引の約束違反の解決法は、取引双方の相談と合意が前提だ。同法はこれに先立ち法律を介入させた。このことによるモラルの混乱は避け難いと考えていた。予見的中が同法の再延長だ。

同法は、巷ではモラトリアム法と呼ばれることがある。モラトリアムの意は、「人間の成長の中で社会的責任を猶予される期間」とのこと。学生時代の期間をモラトリアム期間と呼ぶようだ。自立した経済人(法人も含む)は、学生ではない。

2009年施行の同法(2年の時限立法)は、英断だった。増え続ける窮境な中小企業にとって当面の資金繰りの救いとなった。過ちは、この猶予期間の過ごし方にあった。同法を活用し、リスク(返済猶予: reschedule)した企業の多くが、ただ安堵した。リスクは解熱剤に過ぎず、この間に根本治療が必要だと知っていたはずなのに、薬効に頼り苦しみから逃れた。この間に成すべきことは多々あったと思うが、問題の原因を研究し、経営ビジョンを再構築し、財務体質を改善すべきだった。過去形ではなく、再延長された今、残りの期間でこれを実施すべきだろう。

3 再延長は問題の先送り

同法再延長の背景には、巷間で囁かれる「民主党政権の先送り体質」も有ることだろうが、国家財政の悪化も起因している。中小企業の支援策として、同法の施行や延長には新たな予算措置が必要ない。かつて行った緊急融資('99.10 中小企業向け特別保証枠、30兆円に拡大)などでは大型の予算措置が必要になる。

また、債権者である金融機関にも同法のメリットはある。バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢやBIS規制による一定の自己資本比率確保の課題を金融円滑化法は応援する。金融機関の自己査定債務者区分を甘くすることができ、見せかけの自己資本比率向上が可能だ。現在の金融検査マニュアルでは、金融円滑化法により返済条件を変更しても債務者区分を正常債権として扱うことができる。その結果、貸倒引当金の計上を少なくすることができ、自己資本比率は向上する。

債務者である中小企業の表面的メリットは大きい。同法4条のとおり、返済猶予申し出に対し金融機関は、できる限り対応しなくてはならない。CF(キャッシュフロー)がマイナスの企業は、資金調達を必要とするが、返済を中断することによってこれを回避できる。年間に1000

万円返済する企業は、同額の資金調達をしたのと同様の資金的効用を得られる。しかし、返済残高が減っているわけでも、永遠に返済猶予されているわけでもない。

金融円滑化法(抜粋)

中小企業者についての条文 (第4条)

「金融機関は、当該金融機関に対して事業資金の貸付け(以下単に「貸付け」という。)に係る債務を有する中小企業者であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性等を勘案しつつ、できる限り、当該貸付けの条件の変更、旧債の借換え、当該中小企業者の株式の取得であって当該債務を消滅させるためにするもの等を行うよう努めるものとする。」

4 再延長が招く好まざる事態

金融円滑化法は、中小企業などに対する貸し渋り・貸し剥がし対策として金融担当相だった亀井静香・国民新党代表(当時)の強い後押しで成立した。概要は、「中小企業の経営者や住宅ローンの借り手から返済の一時猶予や金利引き下げなどの相談があった場合、それに応じる努力義務を金融機関に課すとともに、借り手が破綻した場合は貸し倒れの40%を公的に保証する」というもの。

バブル崩壊による金融機関の不良債権問題が起きて以降、サービサー法(1999年)や金融再生プログラム発動(2002年)、金融機能強化法(2004年)など政府の施策は金融機関の支援に偏っていた中において、同法は中小企業支援の色合いが濃い。中小零細企業主からは高評価の施策とあってよい。

中小零細企業主の高評価の一方で、正確な数値ではないが40兆円を超える不良債権が潜在化していると懸念される。中小企業向けの融資の中には資金回収が困難な不良債権(同法施行前では債権分類が要管理先や破綻懸念先に分類されていたもの)が相当の金額になっている。金融円滑化法という“生命維持装置”を利用することで延命されてきた中小企業は、俗称でゾンビ企業と呼ばれ、返済猶予が停止された途端に借りていた金額の元本と金利の返済を再び求められ、本当の臨終(倒産)となる。

金融円滑化法施行後の日本経済の好転は薄い。景気が良くなったり、需要が上向いたりしているわけではなく、逆に円高や東日本大震災で業績が悪化している中小企業が増えている。このような状況下では、債権分類が同法の終了(停止)によって正常先から要管理先や破綻懸念先

に戻ることになる。結果、銀行は巨額の貸倒引当金を積み増さねばならない。バーゼルⅢや金融庁の動静を鑑み、経営改善を示さざるを得ない銀行にとっては避けたい事態だ。資本が脆弱な銀行の中には、過度な融資抑制や貸し剥がしを取るところや貸倒引当金の重さから破綻状態に追い込まれるところも出てくる。

バーゼルⅢ・BIS規制(概説)

1988年に公表された「バーゼル合意(BIS規制)」、2004年のBIS規制の内容を見直し、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年に公表した、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制のことをバーゼルⅢという。

この事態が1年後の2013年3月に起きるのか。否、今般再延長されたがこの事態は前倒しで起こると考える。銀行は、1年後の事態を読んでいるとみるべきだ。従って、同法終了によって要管理先や破綻懸念先に分類されて貸倒引当金の積み増しが必要な中小企業は、早めに対応したいと考える。早めの対応のひとつが破綻処理や担保の不動産の売却だ。金融円滑化法の次の延長は無いと考える。同法終了2013年4月以降の倒産(貸し倒れ)では、100%銀行の負担になる。金融円滑化法の期限内であれば貸し倒れになっても40%は国が負担してくれる。

5 再延長の金融円滑化法への対応

(1) 中小企業が対応すべきこと

自立する道の立案に立ち向かうべきだ。政府はその財政状況から当面の間、中小企業のばら撒きの保護政策は無いと考える。財政の問題だけでなく、政策の検証結果も保護は効果が薄いと出た。ある意味、同法を利用した多くの中小企業が“ゾンビ企業化”したことによって自ら招いた結果でもある。

延長を幸いと考えるならば、経営環境の内外を分析して、経営ビジョンを再構築する。ビジョンが浮かばないなら、市場から退場しよう。ビジョンを基に、経営計画と経営戦略を策定する。これなら実現可能だと思えるまで策定を繰り返す。ビジョン構築と違って、策定は外部の専門家や社内の人材の支援をどれだけ受けても良い。

(2) 経営コンサルタント(会計事務所)がなすべきこと

顧問先企業がリスクをすると要望したりリスクを現にしたりした場合に、次の展開としての経営指導(事業再生、再建、実抜計画等)を能動的にやったのだろうか。不況下でしかも市場規模が縮小傾向の環境では、中小企業を再び成長軌道に乗せるには大きな指導エネルギーを要す

る。また力を掛けても、存続困難な企業もある。

それでも経営コンサルタントは、この難しい課題に取り組むべきだ。再成長のビジョンが描けない経営者には、退場の宣告をするのも仕事だろう。退場宣告の前には、M&A や事業承継、組織再編、リタイアメントプランなどテクニカルな指導もしたい。

(3) 金融機関がなすべきこと

リレーションシップバンキングをはじめ金融庁の金融機関指導には、金融機関機能の柱として、金融機関のコンサルティング機能の強化が示されている。日本経済における中小企業の有用性は、金融機関に限らず誰もが認識するところだ。コンサルティング機能の強化に正しく取り組む時だろう。正しくとは、自らの利益は第一にせず、当該中小企業やその属する地域社会の安定と繁栄を優先すること。であるならば、金融機関果たす役割は大きい。

(4) 政治と行政がなすべきこと

近代以降において、保護した業界や産業が隆盛した事例が希薄だ。一方、成長を支援した業界や産業の成功事例は多い。この事実と違いを分析し、既得権益をゼロベースで捉えた施策を取る。

中小企業施策では、グローバル社会を踏まえたうえで、社会的使命を終えた企業の退場の容認と、成長可能性のある企業(起業家)を支援する。支援とは、ひと・もの・かねの後押しばかりでなく、既得権益者が閉じている扉を開けることも必要だ。

以上



株式会社ミロク情報サービス

編集 税経システム研究所